

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成するため、必要な予算を確保すること。
国土強靱化の加速化・深化を図っていくため、事業量と投資額など事業規模を示した中長期的な計画を策定すること。
国土強靱化に長期的・計画的に取り組めるよう、必要な公共投資予算を安定的・持続的に確保するとともに地方財政対策を強化すること。
- 2 大規模施設（橋梁、トンネル等）の新設、改築に係る個別補助制度を創設すること。
地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討すること。
- 3 南海トラフ地震に備え、緊急性の高い河川・海岸堤防の地震対策や津波対策を推進できるよう、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」における事業に対する、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
- 4 補助ダムに係る補助率55%の対象を拡大すること。
ダム事業の建設費に係る起債充当率を嵩上げすること。
- 5 避難所や避難路を保全するための砂防関係施設の整備を着実に推進するため、必要な事業費を確保すること。
国土強靱化に向けた取組を加速させるため、地方への財政支援を強化すること。
- 6 末端管渠整備に係る交付対象範囲を拡大すること。
下水道施設の改築に係る交付金制度を堅持すること。
- 7 南海トラフ地震に備え、緊急性の高い海岸堤防の地震対策・津波対策を推進できるよう、「津波避難対策特別強化地域」における事業に対し、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
港湾施設の老朽化対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 8 避難路沿道建築物の耐震化促進のため、小規模な建築物の耐震診断に対する支援限度額を増額すること。
ブロック塀等の耐震化に対する支援制度について、市町の既存制度を生かせるよう、柔軟な支援制度に見直しすること。
木造住宅の耐震化促進に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

1 平成30年の7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震などの大規模災害により重要インフラの機能に支障が生じたことをふまえ、国において総額7兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が取りまとめられました。これらの対策の目標を確実に達成するには、十分な予算を確保する必要があります。

頻発・激甚化する自然災害や南海トラフ地震の高い発生確率をふまえれば、防災・減災、国土強靱化の対策は、引き続き喫緊の課題です。3か年緊急対策の対象となった箇所に加えて、対策が必要な箇所は多数存在し、早急な対策が求められています。国土強靱化を加速・深化するためには、事業規模を示した中長期的な計画の策定が必要です。

巨大災害から人命や産業を守り抜くには、「事前防災・減災対策」が極めて効果的です。国土強靱化は、官と民が適切に連携し、総力を挙げて取り組むことが不可欠です。地方が国土強靱化に長期的・計画的に取り組めるよう、必要な公共投資予算を安定的・継続的に確保するとともに、地方財政対策の強化が必要です。

2 交通渋滞により経済損失が発生している箇所への長大橋梁の新設（改築）や、道路線形が悪く土砂災害の危険性がある山岳部へのトンネル新設（改築）については、早急かつ計画的に実施する必要があります。現行において、大規模施設の修繕・更新に係る個別補助制度はありますが、新設、改築に係る個別補助制度はないため、社会資本整備総合交付金事業で実施しています。しかし、要求額に対して措置率が低いことから、計画的な実施が困難な状況となっているため、計画的、集中的に予算確保が可能な国庫債務負担行為が活用できる個別補助制度の創設が必要です。

県民等の安全性や利便性の向上を目的に、計画的な道路整備に努めていますが、整備を必要とする箇所数が多く財源が不足しています。また、道路施設の老朽化対策は「待ったなし！」の状況であり、定期点検結果をふまえた修繕・更新を計画的に進めるとともに、草刈り等の維持管理についても対応していく必要があります。このような地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、国による新たな財源制度の創設が必要です。

3 南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70~80%に引き上げられました。県北部の海拔ゼロメートル地帯や、県南部の津波到達時間の短い地域では、堤防の耐震化や強靱化等、早急な対応が求められており、それらを重点的に推進するためには、新たな予算制度の創設や事業費の確保が必要です。

4 本県では浸水被害の軽減を図るため、川上ダム、新丸山ダム、鳥羽河内ダムの建設工事が進められているところです。ダムの建設事業は、必要な投資が短期間に集中し、工事費が大幅に変動することにより、地方の財政負担が非常に大きくなることから、補助ダムの補助率と起債充当率の嵩上げが必要です。

5 平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震等をふまえ、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施した結果、地域の避難所や避難路が限られており、土砂災害の被害が生じると避難が困難となることが判明し、特に緊急に実施すべき対策を「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」として、集中的に実施していくこととなりました。県内では 8 箇所を 3 か年緊急対策で実施していくものの、避難所や避難路を保全する事業を実施中の箇所は 28 箇所あり、残る 20 箇所の対策を早急に実施するため、必要な事業費の確保や地方への財政支援が必要です。

6 下水道未普及解消に向け、管渠整備の推進が必要です。交付対象となる管渠は汚水量が一定の基準を上回る必要がありますが、近年の節水型社会や人口減少の進行により、汚水量は減少しています。そのため、交付対象範囲が縮小していることから、実態に合わせて基準を引き下げるなど、末端の管渠整備に係る交付対象範囲の拡大が必要です。

流域下水道は供用開始から 30 年が経過しており、処理場設備は老朽化により改築時期を迎えています。今後は管渠の改築も必要となり、改築費の増大が見込まれます。下水道の果たす公共的役割を確保するため、改築に係る交付金制度の堅持が必要です。

7 南海トラフ地震などの大規模地震発生の切迫性が指摘されており、海岸保全施設の耐震対策や強靱化対策等の早急な実施が求められていることから、それらを重点的に実施するには、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」における事業に対する、新たな予算制度の創設や事業費の確保が必要です。

港湾施設の多くが完成後相当な年数を経過しており老朽化が進んでいます。主たる港湾施設である防波堤や岸壁・物揚場では、整備後 50 年を経過する施設が、令和元（2019）年度には約 3 割、10 年後には約 6 割、20 年後には約 8 割になります。県では最新の施設点検結果をふまえて、地方港湾を含めた予防保全計画を策定しています。今後、老朽化する施設が増加することから、新たな予防保全計画に基づき、継続的に老朽化対策に取り組むために予算の確保が必要です。

8 耐震改修促進法に基づき、避難路沿道建築物の耐震化促進のため、本県で耐震診断を義務付けたものの 3 分の 2 が床面積 1 千㎡未満と小規模なものが多く、これらの耐震診断実施率は 42%であり、1 千㎡以上の 75%に比べて著しく低い状況です。これは、耐震診断に対する支援の限度額は、床面積 1 千㎡以上の場合、官庁施設の設計業務等積算要領に基づき積算した額と大きな差はないものの、床面積 1 千㎡未満の場合は、3,600 円/㎡で規模が小さなものほど差が大きく、支援が不十分な状態となっているためと考えられます。避難路沿道建築物の耐震診断を促進するため、小規模な建築物の耐震診断費用に対する支援の限度額の引上げが必要です。

ブロック塀等の耐震化については、国が平成 30（2018）年度第 2 次補正予算において支援制度を創設しましたが、県内でこの制度の活用を希望する市町は少ない状況です。交付金を活用するには、対象区域を避難路沿いに限定するほか、耐震改修促進計画等への位置づけが必要など市町のこれまでの取組方針を大きく変える必要があり、活用が難しくなっています。市町の既存制度を生かせるよう支援制度の柔軟な見直しが必要です。

耐震改修促進法に基づく国の基本方針において、令和 2（2020）年までに木造住宅の耐震化率を 95%にすることが目標に掲げられており、この目標を達成し、住民の安全・安心を確保するためには、耐震化事業に係る予算が必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路建設課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道事業課、住宅政策課、建築開発課
関係法令等 国土強靱化基本法、道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、建築基準法、下水道法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

防災・減災、国土強靱化の更なる推進 ～新たな「令和」の時代も「命」「安全・安心」を大切にする三重～

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ・平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などで明らかになった課題に対応するため、政府全体で特に緊急に実施すべき160項目を3か年緊急対策（2018～2020年度）としてとりまとめ、国を挙げて集中的に実施
- ・事業規模は7兆円程度、2019年度および2020年度予算は「臨時・特別の措置」を活用！
- ・国土交通省分として、三重県に2018年度約124億円、2019年度約205億円の配分！

感謝！

三重県の取組

- ・伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年の節目を迎え、過去の災害を教訓に、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備える
- ・3か年緊急対策をふまえ、自助・共助・公助の力を結集し、防災・減災対策を強化

取組例

【河道掘削・樹木伐採】



【河川堤防・水門の耐震化】



【土砂災害防止施設の整備】



【道路のり面・盛土対策】



【橋梁耐震対策】



【津波浸水対策】



3か年緊急対策の目標を確実に達成するため、必要な予算の確保を！

国土強靱化に向けた更なる推進

- ・頻発化・激甚化する自然災害や、南海トラフ地震の高い発生確率をふまえれば、**防災・減災、国土強靱化を進めることは、引き続き喫緊の課題**
- ・幾多の自然災害を乗り越え、新しい時代を迎えた“今”、英知を結集して、将来を展望した国土強靱化を講じていくことが重要
- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に加えて、**安全・安心の確保の観点から、早急に対策が必要な箇所が他にも存在**

国土強靱化基本計画の見直し (平成30年12月)

中長期的な視野の下で施策の推進方針等を示したものの、概ね5年ごとに見直し東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促す気候変動等による気象の変化等をふまえた施設の重点化ハード対策とソフト対策の適切な組合せ など

三重県国土強靱化地域計画 (平成27年7月)

河川・海岸堤防等の整備・耐震化・老朽化対策
土砂災害防止施設、警戒避難体制等の整備
緊急輸送道路や代替ルート等の整備および橋梁の耐震対策 など

2021年度以降も対策が必要！事業規模を示した中長期的な計画策定を！

国土強靱化を長期的・計画的に実施していくための支援強化

- ・巨大災害から人命や産業を守り抜くには「事前防災・減災対策」が極めて効果的
- ・南海トラフ地震では、建築物などの資産被害が170兆円、発生後20年間の経済被害が1,240兆円、計**1,410兆円の被害額**に上ると推計
⇒道路や堤防など**38兆円以上のインフラ対策により、経済被害509兆円を軽減**
(H30.6 土木学会公表『国難』をもたす巨大災害対策についての技術検討報告書より)
- ・国土強靱化は、官と民が適切に連携し、総力を挙げて取り組むことが不可欠

国土強靱化に資する予算を安定的・持続的に確保し、地財対策の強化を！

提言

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の目標を確実に達成するため、必要な予算を確保すること。
- 2 国土強靱化の加速化・深化を図っていくため、事業量と投資額など事業規模を示した中長期的な計画を策定すること。
- 3 国土強靱化に長期的・計画的に取り組めるよう、必要な公共投資予算を安定的・持続的に確保するとともに地方財政対策を強化すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

大規模構造物の新設・改築に係る個別補助制度の創設

○大規模構造物の新設・改築事業の現状



水管橋の手前に橋脚を施工中

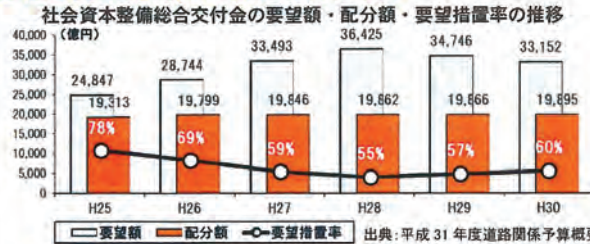
県道一志出家線
『中川原橋』の架け替え
橋長：337m (6 径間)
橋梁事業費：19 億円
橋梁工事期間：約 9 年



連続したトンネルと橋梁を施工中

国道 169 号 土場バイパス
『新土場トンネルと橋梁』の新設
トンネル・橋梁延長：488m
トンネル・橋梁事業費：20 億円
トンネル・橋梁工事期間：約 7 年

○社会資本整備総合交付金の措置率



社会資本整備総合交付金の要望措置率は約 6割

⇒計画的な道路整備が困難

地域高規格道路、IC アクセス道路、大規模修繕・更新に該当しないものは社会資本整備総合交付金で事業を実施しているが、集中した予算割り当てが困難 ⇒ 事業の完成までに長期間を要している。

○主な大規模構造物の新設・改築事業の予定

路線名	所在地	大規模構造物	延長	事業費
四日市鈴鹿環状線(采女北工区)	四日市市	内部川橋梁	139m(3径間)	9億円
鈴鹿環状線(磯山BP)	鈴鹿市	伊勢鉄道アンダーパス	30m	18億円
一志美杉線(室ノ口BP)	津市	トンネル	245m	8億円
松阪環状線(下七見)	松阪市	近鉄跨線橋	214m(9径間)	12億円
浜島阿児線(塩屋)	志摩市	トンネル	375m	14億円

大規模な橋梁やトンネル等の新設・改築には、複数年にわたり集中的な支援が必要！

大規模構造物の新設・改築の個別補助化を！

新たな財源の創設の検討

○三重県の道路整備は道半ば!! (三重県管理道路の状況)

【平成 29 年 4 月 1 日現在】

実管理延長	改良済延長	改良率	改良率全国順位
3,453km	2,581km	74.7%	39位

出典：道路統計年報 2018(国土交通省)

○国の道路関係予算(補助・交付金)は10年前に比べ25%減!!



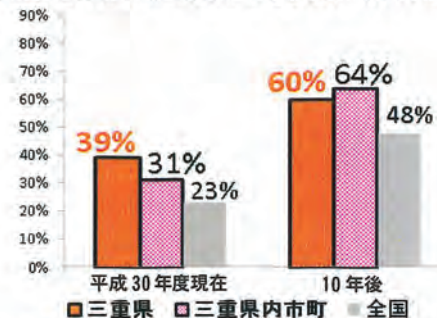
10年前は約 1.2 兆円であったが、近年は約 0.9 兆円 (25%減) で推移しており、大きく減少



新たな財源の創設を！

○全国より深刻な三重県内の道路施設の老朽化!!

老朽化の進行状況(建設後50年を経過した橋梁の割合)



県内の橋梁の老朽化の進行状況は全国より深刻！

老朽化した道路施設が増加していくため、**予防保全**を含めた修繕を着実に進めていく予算の確保が必要

現状の予算規模では、事後保全での修繕が中心

⇒予防保全に向けた修繕予算の確保が必要！

新たな財源の創設を！

提言

- 1 大規模施設(橋梁、トンネル等)の新設、改築に係る個別補助制度を創設すること。
- 2 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を検討すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

南海トラフ地震に備えた地震・津波対策

三重県の沿岸は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」であり、被災リスクが非常に高い。

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70~80%!

— ゼロメートル地帯
— 津波対策特別強化地域



県北部

地震による堤防の液状化

県中部

伊勢湾台風後に整備された海岸施設が老朽化

県南部

大津波が短時間で来襲

- ・ゼロメートル地帯を含む5市町に48万人の人口が集中(三重県全体の約30%)
- ・津波対策特別強化地域の海岸線延長は約1,000kmにも及ぶ

地震・津波対策の予算確保が必要

高潮・侵食対策に加え、地震・津波対策を既存の交付金事業の中で実施することは事業進捗に限界があるため、「ゼロメートル地帯」や「津波対策特別強化地域」において地震・津波対策を重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要。

提言

南海トラフ地震に備え、緊急性の高い河川・海岸堤防の地震対策や津波対策を推進できるよう、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」における事業に対する、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。

県北部 ゼロメートル地帯における堤防等の地震対策を実施

直轄河川改修事業と合わせ、県河川・海岸事業を実施し、地域の安全・安心を確保



・城南第一地区、川越地区海岸の耐震対策を推進しています。

・鍋田川の堤防耐震対策を推進しています。

県中部 高潮・侵食対策(老朽化対策)に併せ地震・津波対策を実施



上野・白塚地区海岸整備状況

・従来の交付金事業に加えて、上野・白塚海岸については、令和元年度に海岸保全施設整備連携事業として新規制度化され整備が加速(全国で2箇所のみ)

県南部 短時間で津波が到達する沿岸での津波対策を実施



阿田和地区海岸の津波対策事例

・県南部では、津波が最短2分で到達することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策を推進しています。
・津波浸水被害の発生を遅延・軽減し、地域の避難計画など、ソフト対策の効果発現に寄与しています。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(総務省、国土交通省)

ダム事業に係る地方への財政支援強化 ～補助率及び起債充当率の嵩上げを～

近年の気象変動等に伴い、三重県においても水害が頻発

木津川(川上ダム下流) 平成25年台風第18号

鳥羽河内川(鳥羽河内ダム下流)
平成27年台風第18号



浸水面積 28ha
浸水戸数 150戸



国道167号
通行止め 2回
近鉄志摩線
運行停止 6回
(H21~H30)

- ・水害の頻発・激甚化に対応する治水対策は、事前防災対策を計画的に実施していくことが重要
- ・ダム事業が完成することにより、ダム下流域全体の治水安全度の向上に大きく寄与

地域の安全・安心を確保するため、着実なダムの整備が必要

三重県に関連する建設中のダム事業

川上ダム



2017年度から本體工を
施工中('22完成予定)

新丸山ダム



2016年度から転流工を
施工中('29完成予定)

鳥羽河内ダム



2017年度から工事用道路工
を施工中('28年完成予定)

しかしながら・・・

ダム事業では**短期間に投資が集中し、工事費が大幅に変動**するため、地方財政負担が大きい

制度要望 「ダム事業に対する地方財政支援を！」

①補助ダムにかかる補助率55%の対象を拡大

(鳥羽河内ダム一級河川鳥羽河内川 公共費152億円 総貯水容量296万m³ 補助率50%)

【参考:一級河川治水ダムの補助率55%(大規模事業)、農地防災ダムの補助率55%】

現行の補助率55%の基準

- 一級河川であって
- 公共費120億円を超える
- かつ
- 総貯水容量800万m³以上

拡大!

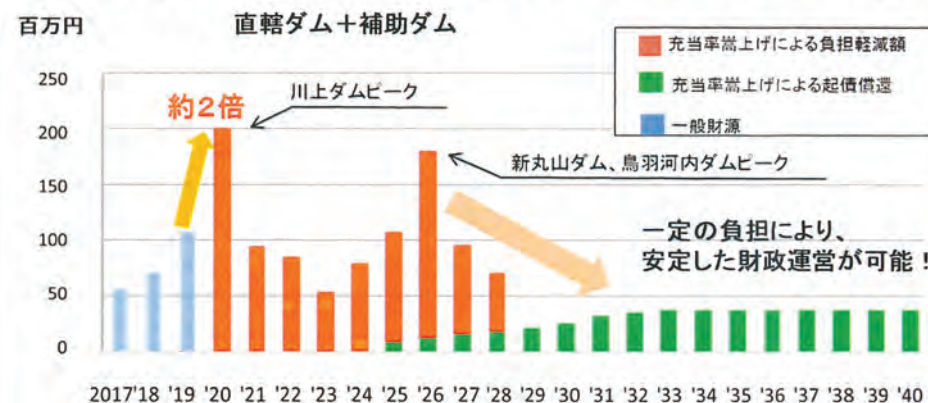
- 一級河川又は二級河川であって
- 公共費120億円を超える
- 又は
- 総貯水容量800万m³以上

鳥羽河内ダムの場合、4億6千万円の地方負担低減!

②ダム事業にかかる起債充当率を嵩上げ

【参考:防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 充当率100%】

起債充当率を嵩上げ(90%⇒100%)した場合の想定事業費推移(一般財源)



提言

- 1 補助ダムに係る補助率55%の対象を拡大すること。
- 2 ダム事業の建設費に係る起債充当率を嵩上げすること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

土砂災害対策のさらなる推進

避難所や避難路を保全する砂防関係施設

平成30年7月豪雨では、避難所や避難路が被災し、円滑な避難の確保が課題となった。本県でも、平成29年台風第21号豪雨で土石流が発生し、避難所や道路等に土砂や流木が押し寄せ多大な被害を受けており、同様の被害が発生しないよう、**避難所や避難路の保全が急務**となっている。



被災した安佐北区口田南3丁目 (広島県より)
平成30年7月豪雨 (広島県広島市)



被災した避難所
平成29年台風第21号(三重県多気町)



『防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策』

平成30年12月14日

土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策

平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震をふまえた、土砂災害警戒区域等の緊急点検の結果、地域の避難所や避難路に限られており、土砂災害に伴い被害が生じると、避難が困難になる箇所等が判明
⇒ 緊急性の高い約620箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施

三重県内においても8箇所 で事業を実施し、避難所・避難路を保全!

3か年緊急対策により事業を実施し、早期の事業効果を発揮!

止山東谷通常砂防事業(度会町)

森家野地区急傾斜地崩壊対策事業(松阪市)



さらなる避難所や避難路保全のため、砂防関係施設の整備が必要!

奥谷通常砂防事業(伊賀市)

賛浦7地区急傾斜地崩壊対策事業(南伊勢町)



三重県内で避難所や避難路を保全する事業実施中の箇所は 28箇所

うち、8箇所が3か年緊急対策の対象...残る20箇所も**早期の施設整備が必要!**

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための砂防関係施設の整備を推進!

早急に避難所や避難路を保全するために、より一層の支援を!

提言

- 1 避難所や避難路を保全するための砂防関係施設の整備を着実に推進するため、必要な事業費を確保すること。
- 2 国土強靱化に向けた取組を加速させるため、地方への財政支援を強化すること。

【県土整備部】

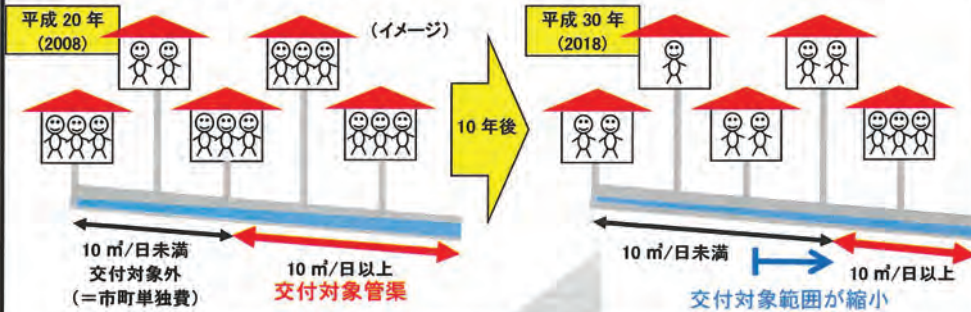
2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

下水道未普及解消に向けた制度の拡充

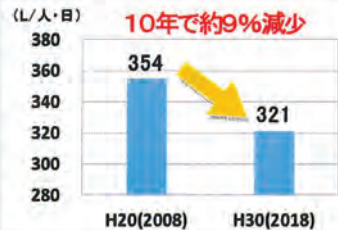
管渠の交付対象範囲の縮小による整備スピードの低下

交付対象となる管渠は、汚水量が一定の基準を上回る必要がある
 $汚水量 = (1人当たりの汚水量原単位) \times (人口)$



近年の節水型社会や人口減少の進行により、
 汚水量は減少し、交付対象範囲が縮小

三重県流域下水道の1人当たりの汚水量原単位



三重県の1世帯当たりの平均人数



交付対象範囲が縮小しているため
 市町の負担が増大し、整備スピードが低下している

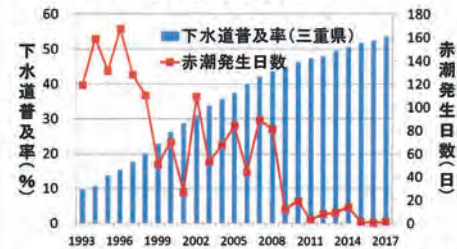
近年の実態に合わせて、基準(汚水量)を2割程度引き下げるなど
 末端管渠整備に係る交付対象範囲の拡大が必要

下水道施設の改築に対する交付金制度の堅持

公共的役割の高い下水道

下水道は受益者が不特定多数に及ぶ公共的役割が高い事業

- 地域の公衆衛生の向上
- 公共用水域の水質保全



三重県の下水道普及率と赤潮発生日数(伊勢湾)



老朽化する下水道ストックの増大

流域下水道は供用開始から30年が経過

- 処理場設備は老朽化により改築時期を迎えて更新中
- 処理場設備に加え、**今後は老朽化する管渠が増大**

布設後 30 年経過すると
 道路陥没などの
 管渠破損事故が増加



年度	30年経過管
2020年度	22km
2025年度	81km
2030年度	153km

適切な改築が実施できないと
 管路の損傷による道路陥没の発生、
 処理施設の停止や機能低下による
 公共用水域の水質悪化を招いてしまう

下水道の果たす公共的役割を確保するため、
 下水道施設の改築に係る交付金制度の堅持が必要

提言

- 1 末端管渠整備に係る交付対象範囲を拡大すること。
- 2 下水道施設の改築に係る交付金制度を堅持すること。

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

切迫する南海トラフ地震や激甚化する気象災害から、国民の生命と財産を守る

南海トラフ地震に備えた海岸堤防の整備

●南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%!

三重県で想定される南海トラフ地震による被害は、死者数約4万人、経済被害額約2兆円と想定されており、早期の対策が喫緊の課題となっている。

特に、県南部では非常に大きな津波が短時間で来襲することから、減災効果を発揮する「粘り強い構造」の堤防を整備することで、住民等の避難時間の確保を図る。



- 対策① 天端・裏法コンクリートの被覆厚を確保
- 対策② 差鉄筋を配置し、構造の一体化
- 対策③ 法尻コンクリートによる洗掘防止

高潮・侵食被害に備えた海岸堤防の整備

宇治山田港海岸では、堤防整備や海浜の復元による面的整備により、高潮防護効果が発揮されている。



「津波避難対策特別強化地域」において地震・津波対策が重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要!

- 提言
- 1 南海トラフ地震に備え、緊急性の高い海岸堤防の地震対策・津波対策を推進できるよう、「津波避難対策特別強化地域」における事業に対し、新たな予算制度を創設するとともに事業費を確保すること。
 - 2 港湾施設の老朽化対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

地域の基幹産業を支える港湾施設の老朽化対策が必要!

県管理港湾すべてで「予防保全」を導入

全国に先駆けて維持管理計画を策定(H22)

維持管理計画に基づき老朽化対策を実施中

建設後50年以上の施設が2019年の32%から2039年には85%に急増

↓ 老朽化した施設が増加する一方、老朽化対策に充当できる財源には限りがある。

2019年5月に地方港湾を含め、県管理19港湾すべてで予防保全計画を策定

性能低下度Aの施設について、対策優先度を明確化(3段階に細分化)

→ 短期的な事業計画を立案(今後約10年間)

性能低下度B以下の施設について、マルコフ劣化予測により分析

→ 中長期的な事業計画を立案(今後約20～50年間)

県管理港湾全体で対策施設の優先度の明確化、更新費用等の縮減・平準化を図り、施設の延命化を図る。



維持管理計画および予防保全計画に基づき、計画的かつ効率的に老朽化対策に取り組むため、予算確保が必要!

【県土整備部】

2 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

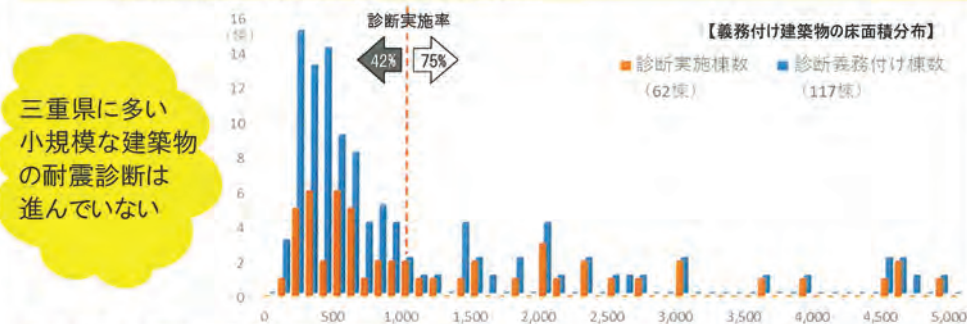
住宅・建築物の耐震化の促進

小規模建築物の耐震診断費用に対する支援限度額の引き上げ

建築物の耐震化（災害時の避難路の確保）

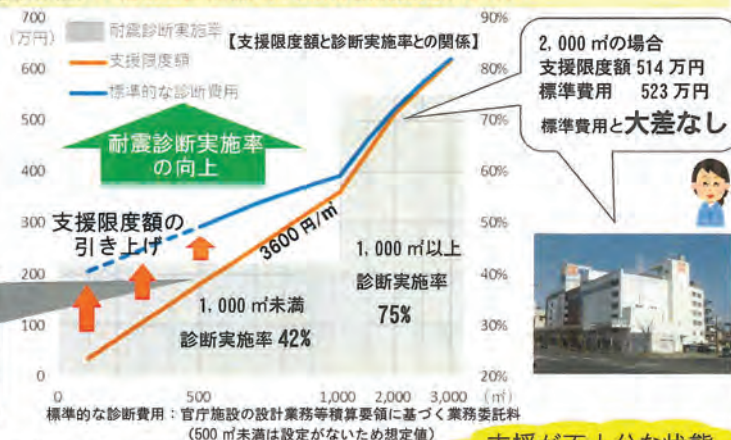
【現状】「三重県建築物耐震改修促進計画」に耐震診断義務化対象路線を位置づけ、第一次緊急輸送道路沿道の建築物(117棟)の耐震化の促進を図っており、62棟で耐震診断完了(実施率53%)

【問題点】沿道建築物の3分の2が床面積 1,000 ㎡未満で、その耐震診断実施率は42%と1,000 ㎡以上の建築物の耐震診断実施率75%に比べて著しく低い



三重県に多い小規模な建築物の耐震診断は進んでいない

【原因】耐震診断実施率の低い小規模な建築物に対する支援限度額が少ない



500 ㎡の場合
支援限度額 180 万円
標準費用 293 万円
標準費用の約6割
自己負担 113 万円!?

2,000 ㎡の場合
支援限度額 514 万円
標準費用 523 万円
標準費用と大差なし

支援が不十分な状態
限度額の増額を!

床面積 1,000 ㎡以上の場合 支援限度額 ≒ 標準的な診断費用
床面積 1,000 ㎡未満の場合 支援限度額 < 標準的な診断費用

ブロック塀等の耐震化に対する支援制度の見直しを

ブロック塀等の耐震化

【現状】安全性が確保されていない民間のブロック塀等が多数存在。解消に向け、県内29市町のうち15市町で市町全域を対象にブロック塀等の耐震化に関する独自の支援制度を実施

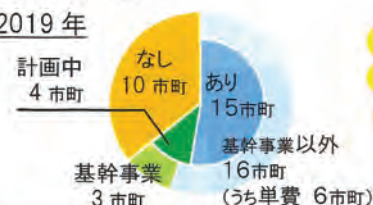
【問題点】国の支援制度(ブロック塀等の安全確保に関する事業)の活用を希望する市町が少なく、対策の加速につなげにくい

【ブロック塀等に対する市町支援制度の制定状況と財源】

2018年



2019年



2019年度ブロック塀等の安全確保に関する事業の活用希望は少ない



【原因】交付金を活用するには、対象区域を避難路沿いに限定するほか、耐震改修促進計画等への位置づけが必要など市町のこれまでの取組方針を変える必要があり、現制度では活用が困難

国の支援制度を活用し
ブロック塀等の対策を加速

市町の既存制度を生かした
柔軟な制度に見直しを!

木造住宅の耐震化促進のために必要な予算確保を

住宅の耐震化

普及啓発費

PR資料作成費



・様々な機会に配布
(相談窓口、戸別訪問、防災教育等)

住宅戸別訪問業務委託費



・訪問戸数増
・休日夜間に家主へ直接PR

講習会・相談会開催費



・改修事業者などの技術力向上
・改修をためらう家主への働きかけ

国の目標耐震化率 95%
県 83.6%(2017年度末)
目標達成困難



倒壊して道路塞ぐ住宅
(熊本地震)

耐震診断費・耐震設計費・耐震改修費
無料耐震診断、補強設計補助、耐震改修補助

除却費
耐震性のない
木造住宅除却補助

住民の安全・安心のため
必要な予算確保を!

提言

- 1 避難路沿道建築物の耐震化促進のため、小規模な建築物の耐震診断に対する支援限度額を増額すること。
- 2 ブロック塀等の耐震化に対する支援制度について、市町の既存制度を生かせるよう、柔軟な支援制度に見直しすること。
- 3 木造住宅の耐震化促進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

3 農山漁村地域の防災・減災対策の推進

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策の強化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などの必要な予算の確保および制度の拡充を図ること。

1 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の可決により、ため池の管理体制の強化を進める中で、防災重点ため池の見直しにより、ハード対策の必要となるため池が大幅に増加し、その対策は今後長期間にわたると見込まれることから、その費用については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。

また、選定基準の見直しにより防災重点ため池が大幅に増加し、耐震調査・ハザードマップ作成などのソフト対策が必要となることから、国の定額補助の期限をさらに延長すること。

2 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保すること。

また、危険個所を把握し効果的に山地災害対策を講じるため、省庁間連携の上、森林情報の把握に必要な規格で航空レーザ計測を実施し、森林情報の早期整備を支援すること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を始めとする国土保全に資する海岸保全施設・津波防波堤等の計画的かつ着実な整備を進めるため、継続的な予算の確保を図ること。

また、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、海岸耐震対策事業の実施要件の拡大や耐震性能調査の適債化・定額補助金化など、事業制度の拡充を図ること。

《現状・課題等》

近年の豪雨災害や地震等、「想定外」「数十年に一度」の大規模自然災害が頻発する中、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策を強化していく必要があります。

1 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発しています。

農業用ため池の適正な管理および保全が行われる体制を早急に整備するための「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の可決により、ため池の管理体制の強化を進める中で、防災重点ため池の見直しにより、ハード対策の必要となるため池が大幅に増加し、その対策は今後長期にわたると見込まれることから、その費用については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 起債充当率100%、交付税算入率50%）と同様の財政措置の継続が必要です。

また、選定基準の見直しにより防災重点ため池が大幅に増加し、耐震調査・ハザードマップ作成などのソフト対策が必要となることから、令和2（2020）年度までとなっている国の定額補助の期限の再延長が必要です。

2 近年、頻発する豪雨や緊迫度が増す南海トラフ地震に備えて、災害に強い森林づくりを加速化する必要がありますが、緊急度に応じてより効果的に対策を講じるためには、航空レーザ計測によって詳細な森林情報を整備し、危険箇所や未整備森林等を把握することが急務となっています。県が、このような森林情報の整備によって明らかとなった危険箇所について、順次必要な対策を進めるためには、継続的に山地災害対策予算を確保することが必要です。

また、現在、国で実施されている県内森林域における航空レーザ計測は、森林情報の把握に活用できるデータが一部にとどまっております。本県においても航空レーザ計測による森林情報の整備を進めることとしていますが、県単独の計測実施のみでは、県内全ての森林をカバーするのに相当な経費と年月を要することが課題となっています。このため、国においても省庁間連携の上、森林情報の把握に必要な規格（4点/㎡）で航空レーザ計測を実施し、県とデータを共有することで、県内森林域の計測進度が高まり、早期に森林情報を整備することが可能となります。

3 南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、海岸保全施設の耐震化・長寿命化、津波防波堤の耐震化・耐津波対策等の整備を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められています。

これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、継続的な予算の確保を図ることが必要です。

また、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、農山漁村地域整備交付金の海岸耐震対策事業における耐震性能調査および耐震対策工事の実施要件について、本県の南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に存する漁港集落等にも適用できるように実施要件を拡大するとともに、耐震性能調査の適債化・定額補助化を図るなど、事業制度を拡充する必要があります。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する法律

3 農山漁村地域の防災・減災対策の推進

(農林水産省)

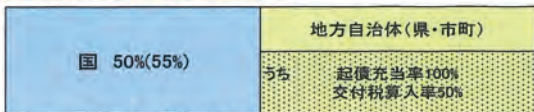
現状と課題1 農業用ため池の防災対策の強化

平成30年7月豪雨によりため池が決壊し人的被害の発生(広島県)

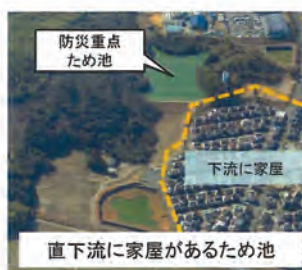
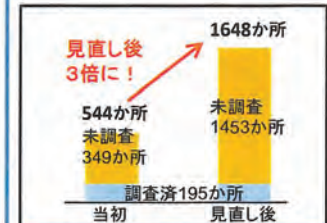
ため池法の施行

ハード対策が必要なため池が激増しその対策には長期間を要する

臨時・特別の財政措置の継続



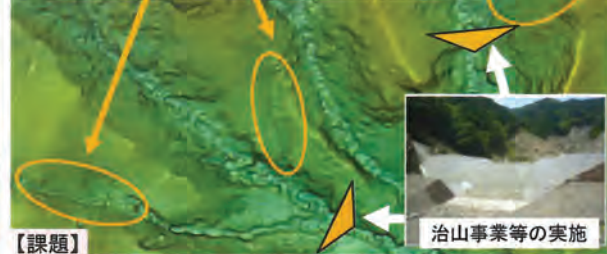
【課題】 (防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)
緊急3か年対策の終了後も、ため池のハード対策には臨時・特別の財政措置の継続が必要



【課題】 防災重点ため池の耐震調査・ハザードマップ作成等のソフト対策を進めるため、定額補助の期限の延長が必要

現状と課題2 災害に強い森林づくりの推進と森林情報の整備

緊急度に応じた効果的な防災・減災対策の推進
森林情報の整備により把握した危険箇所



【課題】 山地災害対策に係る継続的な支援が必要

国による県内森林域における航空レーザ計測の実施状況



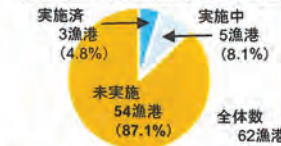
【課題】 国においても森林情報の把握に必要な規格で実施することが必要



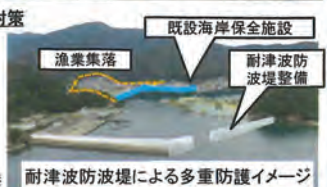
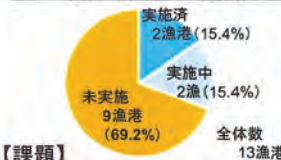
県実施のみで全域をカバーするには相当の経費と年月を要する

現状と課題3 海岸保全施設・津波防波堤の整備

海岸保全施設の耐震化・長寿命化

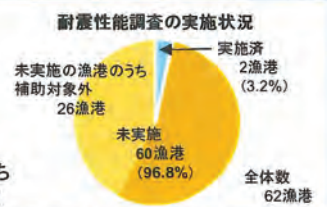


拠点漁港における防波堤の耐津波対策



【課題】 海岸保全施設・津波防波堤の計画的かつ着実な整備が必要

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



【課題】 海岸保全施設の耐震化の加速には、事業制度の拡充が必要

提言

頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策の強化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などの必要な予算の確保および制度の拡充を図ること。

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の可決により、ため池の管理体制の強化を進める中で、防災重点ため池の見直しにより、ハード対策の必要となるため池が大幅に増加し、その対策は今後長期間にわたると見込まれることから、その費用については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。また、選定基準の見直しにより防災重点ため池が大幅に増加し、耐震調査・ハザードマップ作成などのソフト対策が必要となることから、国の定額補助の期限をさらに延長すること。
- 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保すること。また、危険箇所を把握し効果的に山地災害対策を講じるため、省庁間連携の上、森林情報の把握に必要な規格で航空レーザ計測を実施し、森林情報の早期整備を支援すること
- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を始めとする国土保全に資する海岸保全施設・津波防波堤の計画的かつ着実な整備を進めるため、継続的な予算の確保を図ること。また、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、海岸耐震対策事業の実施要件の拡大や耐震性能調査の適債化・定額補助金化など、事業制度の拡充を図ること。

【農林水産部】

4 「復興・創生期間」後の防災・減災体制の確立

(内閣府、復興庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 「復興・創生期間」後の、災害への備えから復旧・復興までを担う防災・減災体制を確立すること。
- 2 予防対策から復旧・復興を見据えた防災・減災対策や復興支援に向けた予算の確保・拡充、制度の創設を行うこと。
- 3 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。また、その支給拡大を進めるために必要な検討会を設置すること。

《現状・課題等》

- 1 近年の豪雨や地震等、「想定外」、「数十年に一度」の大規模自然災害が頻発しており、国民一人ひとりが災害と災害の間、「災間」を生きているという覚悟をもち、経験した災害の課題や教訓をもとに、次なる災害への備えを怠りなく進めていかなければなりません。東日本大震災からの復興状況では、災害公営住宅・高台移転の整備が平成 30 (2018) 年度末におおむね完了する一方で、グループ補助金交付先のアンケート結果では、震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者が約 46%に止まり、被災者の継続的なこころのケアが必要であるなど、復興への支援の必要性は依然高いと考えられます。また、復興庁や緊急防災・減災事業債は令和 2 (2020) 年度までとなっており、今後の復興の支援体制や防災・減災対策を再構築する時期となっています。
- 2 南海トラフ地震、首都直下地震をはじめ、いつどこで発生するかわからない災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならず、平時の予防対策から復旧・復興までを総合的に担う体制が求められています。
- 3 去年は、大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が発生し、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が生じています。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守るため、政府におかれては、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が取りまとめられ、3 年間で集中的に実施されています。
- 4 巨大災害から国民の生命・財産を守る防災・減災対策および国土強靱化を強力に推進するとともに、調整力を持った体制を整備することが求められます。また、東日本大震災からの復興のあり方は、発生が危惧される南海トラフ地震、首都直下地震からの復興のベースとなるものであり、被災者一人ひとりが自立を果たせるまで支援する体制整備は、巨大災害からの迅速な復興を可能にするものと考えられます。こうしたことから、「復興・創生期間」後の防災・減災体制を確立する必要があり、東日本大震災の「復興・創生期間」の終了後も被災者が復興を成し遂げられる事業や支援を実施するとともに、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、強力なリーダーシップを発揮してそれを指揮する専任の大臣を置くことが求められます。このため、東日本大震災への継続的な復興支援などを備えた体制の整備、防災・減災の課題に対して強力な総合調整や過去の知見・教訓を生かした政策立案、災害対応の前線の地方自治体への支援、そして被災者に対する総合的な復興支援が求められます。
- 5 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の集中取組期間後も、切れ目なく継続的に巨大災害に備えるとともに東日本大震災の復興を継続的に支援するため、令和 2 (2020) 年度限りで廃止される東日本大震災復興特別会計を引き継ぐ財政支援制度を確立するとともに、事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた防災・減災対策予算の充実を図ることが必要です。このため、東日本大震災の復興支援制度・事業の継続や大規模災害を想定した事前復興制度の創設、被災者の生活再建支援策の拡充が求められます。
- 6 被災した半壊世帯は、法が支援の対象とする「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高く、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るため、被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大することが求められます。また、その支給拡大を進めるために、有識者等を交えて議論する検討会を設置することが求められます。

事務担当 防災対策部防災対策総務課

関係法令等 災害対策基本法、大規模災害からの復興に関する法律、南海トラフ巨大地震対策特別措置法、東日本大震災復興基本法等

4 「復興・創生期間」後の防災・減災体制の確立

(内閣府、復興庁)

現状・課題等

東日本大震災からの復興状況等

■復興状況等

	現在の復興状況
災害公営住宅 高台移転	平成30(2018)年度末におおむね完了 (災害公営住宅約3万戸、高台移転約1.8万7戸)
グループ補助金交付先のアンケート結果(産業)	震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者が約46%
こころのケア	避難生活の長期化に伴う心身のケア被災者の見守り、「心の復興」
復興庁 緊急防災・減災事業	「復興・創生期間」として 令和2(2020)年度まで

出典 復興庁「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて、復興庁「復興の現状」

今後の復興の支援体制や防災・減災対策を検討する時期

国難レベルの巨大災害発生の危惧

■被害想定(※東日本大震災の被災状況)

	南海トラフ地震	首都直下地震	東日本大震災
死者・行方不明者	323,000人	23,000人	19,533人
全壊焼失家屋数	239万棟	61万棟	121,768棟
一時避難者数	950万人	720万人	47万人
仮設住宅数	205万戸	94万戸	123,723戸
被害額	220.3兆円	95.3兆円	16.9兆円

出典 中央防災会議南海トラフ巨大地震対策WG、同首都直下地震対策検討WG、東日本大震災緊急対策本部、大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会、内閣府

国力を最大限投入して事前対策を行う必要

近年の主な災害状況

■近年の自然災害の被害

	人的被害	家屋被害	特徴
熊本地震	死者272人	全壊8,668棟 半壊34,720棟	震度7を同地点で2回観測は史上初
大阪府北部地震	死者4人	全壊9棟 半壊87棟	ブロック塀問題 帰宅困難者問題
平成30年7月豪雨	死者・不明者245人	全壊6,767棟 半壊11,243棟	平成最大の水害 広範囲に及ぶ記録的大雨
平成30年台風第21号	死者14人	全壊26棟 半壊189棟	記録的な風速・高潮 関西国際空港閉鎖
北海道胆振東部地震	死者42人	全壊462棟 半壊1,570棟	エリア全域に及ぶ大規模停電(ブラックアウト)

出典 総務省消防庁 被害情報

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施中

「復興・創生期間」後の防災・減災体制の確立が必要

防災・減災体制の機能

国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、東日本大震災の「復興・創生期間」の終了後も被災者が復興を成し遂げられる事業や支援を実施するとともに、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

(必要となる具体的な機能)

【東日本大震災】

- 復興支援機能
- 原子力災害復興支援機能
- 現地復興支援機能

【防災総合政策】

- 総合調整・政策立案機能
- 災害の調査研究・普及・検証機能
- バックアップ機能

【連携・育成】

- 自治体支援機能
- 防災人材育成機能
- 普及啓発機能

【災害対応・復興】

- 災害緊急対処機能
- 被災者支援機能
- 被災者生活再建、復興支援機能

防災・減災体制の制度

2020年度限りで廃止される東日本大震災復興特別会計を引き継ぐ財政支援制度を確立するとともに、事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた防災・減災対策予算の充実を図ること。

(必要となる具体的な制度・予算)

- 東日本大震災の復興支援制度・事業の継続
- 防災・減災対策を推進する制度・予算の体系化
- 大規模災害を想定し備える事前復興制度の創設
- 自治体の防災対応力の向上
- 総合的な支援制度の確立
- 被災者の生活再建支援制度の拡充

- ①被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るため、被災者生活再建支援制度の半壊までの拡大が必要
- ②その支給拡大を進めるために検討会を設置することが必要

【提言・提案項目】

- 1 「復興・創生期間」後の、災害への備えから復旧・復興までを担う防災・減災体制を確立すること。
- 2 予防対策から復旧・復興を見据えた防災・減災対策や復興支援に向けた予算の確保・拡充、制度の創設を行うこと。
- 3 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。また、その支給拡大を進めるために必要な検討会を設置すること。

【防災対策部】